

議案第69号

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第28条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第29条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第29条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第29条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。

ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第29条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第29条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第29条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病に

より入院したこと，配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第30条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第１項に規定する」を加える。

第31条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第31条 育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は，職員が第３項変更をしたときとする。

附 則

- 1 この条例は，令和７年10月１日から施行する。ただし，第29条第３項の改正規定（「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の２第20項」に改める部分に限る。）は，公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和８年３月31日までの間における地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第19条第１項に規定する部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第29条の４の規定の適用については，同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と，同条第２号中「10」とあるのは「5」とする。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い，職員の部分休業に関し必要な事項を定めるため，所要の改正をしようとするものである。